

【動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請について】

許可証の記載事項(下記)に変更があった時は、許可証の書換え交付を申請することができます

○販売業者の氏名若しくは名称の変更の場合

○店舗等の名称の変更、配置販売業者における営業の区域の変更の場合

○特例店舗における取扱品目の変更の場合**

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間：平日　午前８：３０～１１：３０　　午後１：００～４：３０

必要書類

必　要　書　類	注　意　！
□　動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書	○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○　書換え事項の欄には、許可証の記載事項のうち変更のあった部分を新旧対照にして記載してください
□　動物用医薬品許可関係事項変更届出書	※変更内容に応じて変更届けが必要です ○　申請者の氏名、名称及び住所の変更は事後の届 ○　店舗の名称変更の場合は事前の届
□　旧許可証（現在、使用している許可証）	○　原本を持参してください

□　**手数料**：２，１００円

○　令和８年９月30日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年10月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月30日までに購入された収入証紙については、令和９年３月31日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※**添付書類**等、詳細については、

【動物用医薬品店舗・特例店舗許可関係事項変更届出手続きについて】

【動物用医薬品卸売・配置販売業許可関係事項変更届出手続きについて】をご覧ください。

特例店舗販売業の指定品目の変更による許可証書換えについては

【動物用医薬品特例店舗販売指定品目の変更手続きについて】をご覧ください。

＊その他、ご不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。